第16号様式　納付(納入)通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (表) |  | (裏) |
| 住所氏名　殿年　　月　　日小野町長　氏名　 |  |  |
|  | 第　号 | 納付(納入)通知書 |  |
| あなたは地方税法第　条第　項の規定により下記の納税者(特別徴収義務者)の第2次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち下記の金額を納付(納入)の期限までに納付(納入)して下さい。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 納税者・特別徴収義務者 | 住(居)所氏名 |  |
|  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期別 | 納期限 | 督促状発付後10日経過日 | 税額 | 延滞金 | 滞納処分費 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうちあなたが納付(納入)すべき金額　　円に延滞金額及び滞納処分費を加えた額 |
| 納付(納入)の場所 |  |
| 納付(納入)の期限 | 年　　月　　日 |
| 摘要 |  |
|  |